

昭和 14 年度教化町村の選出経過

— 『教化団体連合会史』 第 26 章 —

The progress of Directed Towns and Villages in 1939

山本悠三（家政学部児童教育学科歴史学研究室）

Yuzo YAMAMOTO (Tokyo Kasei University)

要 旨

教化町村とは1934（昭和9）年度から1940（昭和15）年度までの間に47府県下に設置された。この論文はそのうち第6年度にあたる1939（昭和14）年度に設置された5府県下13町村の実態を明らかにしようとするものである。5府県とは栃木県、群馬県、神奈川県、岐阜県、京都府である。

Abstract

The direction of towns and villages was started in 1934 and ended in 1940. From 1934 to 1940, in 47 prefectures, directed towns and villages were established. I demonstrate the process of establishment in this article.

キーワード：教化町村、地方行政、5府県

Key words : directed towns and villeges, local administration, five prefectures

〈目次〉

はじめに

1、昭和14年度の事業計画

2、指定府県下の教化町村選出

1 指定府県決定以前の動向

2 指定府県下の教化町村の選出過程

3 京都府の動向

4 岐阜県の内部事情

おわりに

はじめに

中央教化団体連合会（以下適宜連合会もしくは中央の連合会と略す）による指定府県の選出は昭和9年度から開始された。同年度に7府県（選出が全て県であっても便宜上府県とする。以下同じ）、昭和10年度に12府県、昭和11年度に9府県、昭和12年度に7府県、昭和13年度に5府県（北海道を含むが便宜上府県とする）が指定され、指定府県は合計で40に達していた。本稿の課題はそれに続く昭和14（1939）年度の指定府県並びに聖旨奉体教化町村の選出経過を明らかにすることである。

昭和14年度の指定府県は以下の5府県で聖旨奉体教化町村は13町村である。この年度までで合計45府県の指定が終了したことになり、13町村を含めて191の町村が聖旨奉体教化町村として選出された。残るは茨城県と山梨県であるが、両県は昭和15年度の指定となる。両県の動向に関しては“おわりに”でコメントをしたい。

栃木県 河内郡横川村 下都賀郡国分寺村
群馬県 邑楽郡長柄村 北甘楽郡新屋村
神奈川県 足柄上郡吉田島村 愛甲郡玉川村
岐阜県 羽島郡下中島村 土岐郡瑞浪町

大野郡上枝村 加茂郡山之上村

京都府 久世郡寺田村 北桑田郡平屋村

与謝郡日置村

依拠する史料としては連合会機関紙『教化運動』（昭和5年8月創刊）、連合会編『昭和14年度指定 教化町村施設一覧』（昭和16年11月。以下『施設一覧』と略す）、連合会発行の『常会』（昭和14年7月創刊）等である。そのうち『教化運動』には昭和13年度の指定府県に関する記述量が少なくなっていることを前稿「昭和13年度教化町村の選出経過」で指摘したが⁽¹⁾、昭和14年度に関しても同様の指摘をしなければならない。というより本年度は前年度以上と言うべきである。そのため昭和14年度の教化町村の選出経過に関しては解明出来る範囲が限られていることをお断りしておきたい。なお岐阜県は当初5教化町村であったが最終選考で1村少ない4教化町村となった。その1村とは不破郡静里村であるが、その経緯については後述することにした。

1、昭和14年度の事業計画

連合会は毎年年度開始の4月に事業計画の概要を発表していたが、昭和14年度の事業計画としては国民精神総動員に関する施設、町村教化振興に関する施設、都市教化振興に関する施設、調査研究に関する施設等に8つの課題を掲げていた。そのうち本稿に関係する町村教化振興に関する施設に関して検討をしておきたい⁽²⁾。

町村教化振興に関する施設には町村教化網の完成勸奨、常会開設普及、教化町村の設定指導の3項目に分かれている。そのうち町村教化網の完成勸奨には連合会の創立（大正13（1924）年1月教化団体連合会を結成し昭和3（1928）年4月に中央を冠した全国組織

へと再編される)以来組織化を進めてきた町村教化連合団体(市町村に設置される教化網で名称は教化連盟や教化委員会等である)が「町村自治の全面的、総合的永久的振興の中枢機関として最も適切なるものと認められる」ため、未設置町村に対して「速かに之を設置」すべきであるというものであった。とはいえそうした課題がこの時期になっても提起されていたことは、創立から15年が経過しているにもかかわらず未だに課題が達成していないことを物語っていることにもなる。

また常会開設普及についてであるが、常会(教化常会とも部落常会とも言われる)とは連合会参与で大日本報徳社副社長の佐々井信太郎が静岡県小笠郡土方村での復興事業を通して導き出した農村復興の理念と方法を集約したものであるが、教化町村の設置にあたり「その振興施設の中心」として採用されることになったことに由来する⁽³⁾。そして「時局に鑑み未設の地方に対しては更に開設普及に努む」とともに「常会開催の指針たらしむべく」連合会から『常会』を創刊することが提案されていた。月刊誌の『常会』が創刊されるのはこの年の7月からであるが、その意図は「常会指導者に対して時局の正しき認識と各般の教養並に實際運営上の指針を与え」ることであった。

そして教化町村の設定指導にはさらに6の小項目が並べられている。その小項目は教化町村の新指定、幹部講習協議会開催、振興懇談会開催その他であるが、そのうち教化町村の新指定は本年度の方針に最も関係する項目である。そこでは昭和9年度以来聖旨奉体の記念事業として教化町村運動が実施されてきたが、その成績が良好であり「何れも近郷の模範とせらるる実情にある」ため、本年度も「内地」未設置となっている7府県でそれぞれ2町村乃至は3町村を選出して「教化を基調とせる模範楽土の建設を図る」というものであった。

指定府県は昭和9年度から昭和13年度までの5年間の間に40府県が指定され、残りは海外植民地を除いて7府県となっていた。その7府県とは繰り返すことになるが茨城、栃木、群馬、神奈川、山梨、岐阜、京都の7府県である。そのうちの4県が関東地方に属しているが、その点はともかく上記の記述によれば年度初めの見通しとして7府県の全部が指定の対象になっていたと判断される。

それまでに昭和9年度と昭和12年度で7府県が選出されている。また昭和10年度は連合会指定の7府県のほかに恐慌で疲弊した東北地方を救済する意味から、内務省の推薦で福島県を除く5県が加わり合計12府県の選出であった。そして昭和11年度の9府県

を含めて単年度に7府県以上が指定されたのは5年度のうち昭和13年度を除いて4年度となっている(昭和13年度は5府県)。したがって本年度に残りの7府県全てが指定されることは前例に照らしても十分あり得るが、結果はそのうち指定されるのが昭和13年度と同じ5府県で残りの2府県は既述したように昭和15年度に先送りとなった。

また選出される教化町村は各府県に2~3町村となっている。指定府県が開始された頃の教化町村は指定府県打合会、(昭和9年11月開催)での決定により原則として5町村の選出となっていた。それは連合会の選出による町村で聖旨奉体の形容詞が冠されることになる。各府県ではそれ以前に候補となる町村を選出していたがその数は5町村とは限らない。例えば昭和9年度に指定府県の一つとなった石川県では9市町村(市とあるのは金沢市の一部分が含まれるため)、同じく9年度に指定府県の一つとなった富山県では6町村が府県レベルで選出されている。また昭和11年度に指定府県の一つとなった福井県では当初県レベルで14もの町村が選出されていた。そのうち最終選考では石川県が6町村、富山県が5町村の選出に到着している。石川県では原則が適応されなかったことになる。また福井県に至ってはそのうち連合会から選出されたのは1村のみで、選出された5つの聖旨奉体教化町村のうち4町村は福井県レベルで推薦した町村とは別である。その点については既に検討したので省略するが、仕組みとしてはそのようになっていた。

ところが本年度の指定教化町村は各府県ともあらかじめ2~3町村とされている。それは連合会が選出する聖旨奉体教化町村であることはいうまでもないが、原則の5町村より明らかに少ない。ただし府県レベルで選出される(つまり候補となる)町村はこれとは別の次元にあるため必ずしもこの数には拘束されないが、その点に関してはすぐ後で述べることにしたい。

ところでそうした傾向は既にそれ以前から現れていた。というのは前々年の昭和12年度には7指定府県中長野県と山口県で2町村、鳥取県と沖縄県で3町村の選出となり、前年の昭和13年度には5指定府県中、千葉県と大阪府で2町村、奈良県と徳島県で3町村の選出となっていた。

本年度はそうした傾向に加えて年度当初から選出数があらかじめ2~3町村とされていた。そのことは各府県からの選出がそれ以前から減少傾向にあったことに加え、本年度は上限を5町村とした原則に当初から及ばない見通しであったためであろうか。あるいは各府県レベルで選出された(つまり候補となった)町村数があらかじめその範囲であったためであろうか。

その点に関しても改めて検討をすることにして、次に幹部講習協議会開催、振興懇談会開催についても若干述べておきたい。前者は各府県別或いは地方ごとに2日から1週間の宿泊訓練をすること。後者は本年度指定の教化町村において各町村別に振興懇談会を開催することがそれぞれ掲げられていた。

それらのうち特に前者は教化町村の建設にあってその運営を担う人材の育成が不可欠なことと関連している。というのは明治期における模範村の建設は村長や小学校長等の優れた人物に運営が任されていた。ところが模範村の運営が個人的な力量や努力に負う部分が大きかった分だけ、その人物が退任したり死去したりするといつしか消滅への道へと至る事例が多々見られた。そうした事態を避けるために個人の力量に負うだけでなく、教化町村の運営を担う人材を組織的に養成していく必要性が求められていた。

昭和8(1933)年から佐々井が副社長を勤める大日本報徳社が主催して静岡県掛川町で国民生活建直し指導者講習会(指導者講習会と略す)が開催されたのはそのような事情によるためであった(第1回は同年2月1日～3月15日)。もっとも指導者講習会がそうした色彩を強めるのは第4回の講習会(昭和9年6月11日～22日)からである。当初は佐々井の小笠郡土方村での実践が軌道に乗ってくると視察者が増えたことから、その都度対応することが困難となったため実践論を伝授する場として創設されたのであった。

ちなみに昭和14年度に開催された指導者講習会は6月5日～20日、8月7日～27日、11月1日～20日であったが、昭和13年の8月からは国民生活建直し指導者講習会ではなく国民精神総動員報徳式指導者講習会と呼ばれるようになった(報徳式指導者講習会としての第1回は8月19日～28日。昭和14年の6月は第4回、8月は第5回、11月は第6回となる)。指導者講習会の趣旨が第4回から変化したように、指導者講習会ではその趣旨を微調整するとともに、名称の変更をしていくことになる。

指導者講習会は大規模な会合であったが、それより小さい規模の講習会も各地で開催されていた。幹部講習会並びに協議会はそうした規模の会合と思われるが、趣旨は指導者講習会と同様と考えられよう。また振興懇談会は教化町村内にあって文字通り教化町村の振興を促す目的で開かれる会合であった。指定府県下の聖旨奉体教化町村は、このような態勢により支えられ運営されていたことになる。

2、指定府県下の教化町村選出

1 指定府県決定以前の動向

先に述べたように連合会に選出される教化町村には聖旨奉体が冠されるが、各府県レベルで選出される教化町村にはそのような形容詞は付かない。その代わり5町村の原則に拘束されることはなく各府県の裁量によって幾つでも選出することが出来る。そのため福島県のように14町村が選出されていた事例もあるが、福島県の前例に倣って5町村とする府県が多かったようである。

昭和9年度つまり初年度の11月に指定府県の一つとなった福島県では県レベルの5教化町村が前年の昭和8年7月に選出されたが、5教化町村はそのまま連合会から聖旨奉体教化町村にも選出された。指定府県となるよりも1年以上前に県レベルで教化町村に選出されていたが、福島県の教化町村選出が全国的な規模での展開の先駆的な事例となるため、福島県の事例を先例として掲げることは適切ではないかもしれない。

指定府県の教化町村は石川県や富山県あるいは福井県等のようにそれ以前から選出される事例を多く見ることが出来た。これに対して前年度の昭和13年度の場合指定府県決定(同年7月)以前の各府県の教化町村の選出状況は、昭和13年4月以降つまり当該年度になってから7月までの約3カ月の間に北海道のみ若干知り得るだけで、他の4県についての動向は伝えられていない。では本年度の指定府県下の教化町村に関する動向はどこまで溯ることが出来るのであろうか。

昭和9(1934)年4月29日～30日に連合会の第11回全国教化団体代表者大会(以下全国大会と略す。第1回は大正13年11月)が開催されたが、その翌日の地方連合団体事務主任者打合会で連合会幹事の古谷啓二から教化町村の全国的な概況説明があった。そこで紹介された府県としては福島、石川、三重、高知、山口、滋賀、福岡等で、それらの府県では既に府県レベルで複数の教化町村が選出されていた。そのうち福島、石川、三重の3県は昭和9年度の指定府県に選出されている。また高知と福岡の2県は昭和10年度、山口と滋賀の2県は昭和12年度の指定となる。山口と滋賀の指定は3年後であるが、この時点で既に府県レベルの教化町村が選出されていたことになる。ただし府県レベルで教化町村の選出が行われていた石川県や富山県では昭和9年度、同じく教化町村の選出が行われていた山口県と滋賀県では昭和12年度となっていたことから、各府県レベルの教化町村の選出如何が府県指定の優先基準とはなっていないことになる。

それ以外に古谷から未発表の府県についての情報が

求められると、兵庫県、岐阜県から経済更生指定町村に関する説明があり、長野県から村塾を設置しているとの説明があった。村塾とは組織的にも目的も教化町村と同じとのことであった。また鳥取からは教化町村設置の計画を持っているとの報告があった。このうち兵庫県は昭和 9 年度の指定であるが、岐阜県は本年度つまり 5 年後の指定ということになる。

そのうち岐阜県の経済更生町村に関して述べておきたい。後に聖旨奉体教化町村に選出されることになる岐阜県大野郡上枝村は昭和 7 (1932) 年に経済更生村となっている⁽⁴⁾。教化町村はいずれもの府県でもほぼ経済更生町村との関連で選出されるため⁽⁵⁾、これが間接的ではあるが本年度の指定府県下の教化町村に関する情報としては最も早いことになる。

もっとも、これ以降昭和 14 年度に指定される府県下の教化町村に関する情報は『教化運動』には掲載されていない。そのことは当該指定府県下の教化町村の選出が全く進展していなかったことにもなるが、そのことが各府県に対してあらかじめ町村の選出を 2～3 に割り当てていた事情に通じるのかもしれない。他にどのような事情が隠されていたのかは不明である。

2 指定府県下の教化町村の選出経過

昭和 14 年の 7 月 5 日に神奈川県で愛甲郡玉川村が神奈川県学務部長から教化村に選出の内示をうけることとなった⁽⁶⁾。これが当該年度において指定府県中教化町村にかかわる最初の動向と思われるが、続いて「候補町村の選定も終つた」9 月 11 日に神奈川県庁で「設定に関する」打合会が開催された。その打合会には連合会から宮西一積主事、県側から社会教育課長、社会教育主事、そして「候補」の玉川村と足柄上郡吉田島村の 2 村からいずれも村長と小学校長が出席して、教化町村設定の趣旨や指導の実際について詳細な説明が行われていた⁽⁷⁾。

その後指定府県に関する動向が伝えられるのは 9 月中旬（と思われる）である。先に列挙した 7 府県の多くは「本年度中に該運動に参ぜられる筈である」が「目下指定の確定を見た」のは神奈川のほか群馬と岐阜の 3 県下 9 町村とあった。それ以外の 4 府県についても「近く決定の運びに至る」と言われていたが⁽⁸⁾、この記述から 9 月の時点まで本年度の指定府県は 4 月の時点と同様依然として 7 であったことになる。

「目下指定の確定を見た」3 県のうち群馬県では邑楽郡長柄村と北甘楽郡新屋村が、ともに 9 月 11 日に群馬県から教化町村に選出されている。そのうち長柄村は昭和 9 年以降部落常会を設置し、教化町村に選出されるにあたり「挙げて郷土の純化発展に邁進せんと

する決意を固」めていた⁽⁹⁾。一方、新屋村では 9 月 19 日に打合会が開かれ村長以下 15 人が出席していた。そして群馬県及び群馬県教化事業連合会（中央の連合会傘下にある府県レベルの教化団体連合会で群馬県の名称は教化事業連合会）と連絡を取りつつ、組織及び事業計画案を検討して 9 月 23 日までに大体の打合せを完了していた⁽¹⁰⁾。

また岐阜県では大野郡上枝村が昭和 7 年度の経済更生村に選出されていたことは述べたが、昭和 14 年 9 月 29 日の教化町村指定に関する協議会に村関係者が出席していた。さらに 10 月 6 日～10 日までの 5 日間町村教化講習会に同じく村関係者が出席していた。そして 10 月 30 日に至って教化委員協議会が開催されている⁽¹¹⁾。

10 月に入ると残り 4 府県のうち栃木県で教化町村に関する動向が確認出来る。栃木県では 10 月に教化村指定の内示に接すると県社会教育課長が河内郡横川村に出向き村関係者と協議を行っている⁽¹²⁾。そして 11 月 14 日に横川村で、翌 15 日に下都賀郡国分寺村でいずれも村長、小学校長の出席の下に協議会を行い、教化町村の中核機関の組織化、名称、範囲あるいは村是の設定、村報の発行、教化村の趣旨を村民に周知させる手段、中堅人物の養成等々の話し合いが行われた⁽¹³⁾。そのうち国分寺村では 11 月から村常会、部落常会を開催して教化訓練を開始することとなった⁽¹⁴⁾。

昭和 14 年 11 月までに本年度指定が予定されている 7 府県のうち神奈川、群馬、岐阜それに栃木の 4 県が確定し、各府県下の教化町村も計 11 町村が選出されていた。残りの 3 府県はこれまで『教化運動』紙上に一度も報告が寄せられていない。

3 京都府の動向

残る 3 府県とは茨城県、山梨県それに京都府であったが、年が明けて昭和 15 年の 1 月になると本年度の指定府県は上記 4 県に京都府を加えた 5 府県となり、茨城と山梨の 2 県は指定から除外されている。両県とも教化町村の「候補」選出に手間取ったため連合会から延期を求められたのであろうか。その根拠については推測の範囲を出ない。

1 月 10 日に至り本年度の 5 府県下の「全町村の指定を了し」といわれている。その結果として「設定府県は一道三府四十一県」となり、「全国の教化町村数」は「百九十三（正確には 191—引用者注）町村とな」った。そして「本年度指定の各町村も既に着々その歩みを踏み出して居」と言われていた⁽¹⁵⁾。

指定府県の一つとなった京都府の動向は『教化運動』紙上では伝えられていないが、明らかにしておく必要

がある。京都府では3教化町村の選出となったが、そのうち久世郡寺田村では昭和14年11月9日～11日まで3日間村長が東京で開催された全国教化連合協議会に出席している。同協議会には京都府からもう1名出席していたが、3教化町村以外の人物であった。また同協議会には本年度の指定府県のうち神奈川から3名、栃木から3名、群馬から4名、岐阜から2名の参加者があり全部で百十数名であった⁽¹⁶⁾。続いて11月25日～29日まで5日間小学校長が奈良県の信貴山にて開催された国民精神総動員近畿地方町村教化講習会に出席している⁽¹⁷⁾。参加者は三重県を含む2府5県から京都府からは2名の参加者であった⁽¹⁸⁾。

北桑田郡平屋村では10月9日に京都府社会教育課の職員が来村して教化村の指定に関する協議を行っていた。続いて10月15日に教化施設に関する調査を行うこととした。また11月8日に国民精神総動員近畿地方町村教化講習会に助役が出席していた（日付は上記の範囲であれば8日は誤記で28日と思われる）。さらに11月18日には社会教育委員及び役場、学校、寺院の「三省会員」の協議会を開いて社会教化振興に関する事項を審議した⁽¹⁹⁾。さらに与謝郡日置村では12月15日に京都府主催の社会教育研究会が開催され村長が出席していた⁽²⁰⁾。

京都府では3町村とも県の選出日、連合会の選出日はともに昭和15年1月10日となっていたが、名目上の選出日とは異なりこれまで見たように、昭和14年の11月段階で既に具体的な対応をしていた。中央の連合会が京都府の動向を『教化運動』紙上に伝えなかったのは単純に考えて京都府から連合会への報告が遅れたためであろうか。それとも紙面の編集上の手違いであろうか。いずれにせよ本年度の5指定府県のうち群馬県は昭和14年10月5日と6日、神奈川県は同10月1日、栃木、岐阜、京都の3府県はいずれも昭和15年1月10日に連合会から聖旨奉体教化町村に選出された。

4 岐阜県の内部事情

ところで岐阜県では1月10日の段階で聖旨奉体教化町村に5町村が選出されていた。ところがそのうち不破郡静里村のみ除外されている。その経緯について述べておく必要があると思われる。

岐阜県で連合会から5町村が聖旨奉教化町村が選出されたのは1月10日であったことは述べたが、静里村では隣接する大垣市との合併問題が生じていた。具体的な日程としては1月23日に大垣市議会が開催され静里村と宇留生村の2村の合併が可決された。ところが静里村では「一部村民中に反対があつた」ため「後

日に行うことになつたが市としてはこれに対し協力善処する」こととなった⁽²¹⁾。同時期岐阜市でも合併問題が生じていたが、両市とも市議会での議決を経て県地方局に答申書を提出した。岐阜県ではさらに参事会の議決を経て正式に内務省に許可申請を提出することとなった⁽²²⁾。

静里村は1月26日の段階では依然として他の4聖旨奉体教化町村同様宣誓式を挙行する予定となっていたが⁽²³⁾、その前日に県参事会で両市の合併問題が可決され内務省に申請すると27日に許可の指示があった⁽²⁴⁾。大垣市の合併祝賀会は2月11日の建国祭に合わせて行われ静里村は同時に廃村となった⁽²⁵⁾。このことから静里村は聖旨奉体教化町村から除外されたことになる。

聖旨奉体指定教化町村選出後にそれを取り消された事例としては、昭和10年度の静岡県榛原郡相良町と昭和11年度の福井県足羽郡六條村の2例がある。前者の場合は地元代議士の選挙違反により教化町村を取消したためであり⁽²⁶⁾、後者は小学校移転問題に端を発した紛争が村を二分するほどとなったため、足羽村から取消し願いが提出されたためである⁽²⁷⁾。本年度の岐阜県の事例は3例目であるが、過去の2例と異なり町村内部のマイナス要因による取消しというわけではない。

おわりに

本稿を閉じるにあたり若干の補足をしておきたい。既に指摘したが昭和9年度から開始された指定府県は本年度で6年度を数えるが、府県の指定が進むにつれて年々府県下で選出される教化町村数は減少傾向を示している。昭和15年度から「方針を変えまして、府県限りで指定になつて居られるものも、地方から御希望があるならば中央教化団体連合会の指定町村として全部同じようにしてよろしい、斯う云う方針にいたしました」⁽²⁸⁾とあるように方針を変更することになったが、それは教化町村の減少傾向に対する歯止めの意味が含まれていたとも考えられる。

また教化町村はいわばモデルケースとして設置されたはずである。それでも教化町村数が減少傾向を示したことは教化町村が必ずしも効果を十分に発揮していなかったことの反映でもあったと考えられる。

昭和15年度の指定府県は最後の茨城と山梨の2県となったことは既に述べたが、前者の聖旨奉体教化町村は久慈郡黒沢村、新治郡牛渡村、東茨城郡堅倉村、稲敷郡君賀村、結城郡飯沼村の5、後者のそれは東八代郡英村の1であった⁽²⁹⁾。前者の町村数はまさしく

創設時点で提示された原則通りの数であり、後者の町村数は全指定府県中最少の数であった。両県とも選出に至るまでの経緯は全く不明である。毎年度刊行されてきた『施設一覧』も昭和15年度に刊行された形跡は見られない。

僅かに茨城県の飯沼村に関する記事が『常会』から窺われる。それによれば飯沼村は戸数760戸、人口4660人を「有する純農村であるが、昭和10年、13年と続けて農作物の殆どが収穫皆無の「悲惨な体験を持つ有名な水害村で」あった。そこで「全村の発奮と和親協同の団結力とを十分発揮せしむるための重大な役割」として常会に期待することとなった。常会は「上意下達下意上達の唯一の機関として、最も重要な而も最も楽しい機関として日常生活と切離す事の出来ない存在」と言われているが⁽³⁰⁾、そこには飯沼村が教化町村に選出された経緯に関しては何も語られてはいない。

注

- (1) 『東京家政大学人間文化研究所紀要』7集所収 平成25年
- (2) 『教化運動』昭和14年4月1日(以下39・4・1と略す)「昭和十四年度事業計画概要」
- (3) その経緯に関しては拙稿「指定教化町村と教化常会」(『福島史学研究』79号所収 平成16年)、同「指定教化町村と教化常会Ⅱ」(『福島史学研究』80号所収 平成17年)を参照のこと。
- (4) 『施設一覧』p76
- (5) この点に関しては拙稿「昭和9年度教化町村の選出経過」(『東京家政大学人間文化研究所紀要』4集所収 平成22年)で述べたが、教化町村は経済更生町村の中から選出することにより、競合する関係を作り出そうとしていたのである。
- (6) 『施設一覧』p49

- (7) 『教化運動』39・9・18「神奈川県に於ける教化村設定打合せ」
- (8) 『教化運動』39・10・1「本年度指定教化町村決る」
- (9) 『施設一覧』p21
- (10) 『施設一覧』p31
- (11) 『施設一覧』p76
- (12) 『施設一覧』p5
- (13) 『教化運動』39・12・1「新教化村の協議会」
- (14) 『施設一覧』p13
- (15) 『教化運動』40・1・15「教化町村全部決定愈々全面的活動へ」
- (16) 『教化運動』39・12・1「教化全線の士気旺盛」
- (17) 『施設一覧』p96
- (18) 『教化運動』39・12・15「寒波の中に五日」
- (19) 『施設一覧』p104
- (20) 『施設一覧』p112
- (21) 『岐阜日々新聞』昭和15年1月24日「宇留生、静里を 大垣の合併市会」
- (22) 同前昭和15年1月25日「二市の町村合併」
- (23) 同前昭和15年1月26日「精動運動指定の五ヶ町村宣誓式」
- (24) 同前昭和15年1月28日「岐阜大垣両市隣接町村合併許可」
- (25) 同前昭和15年2月12日「大垣の合併祝賀会」
- (26) 拙稿「昭和10年度教化町村の選出経過」(『東京家政大学人間文化研究所紀要』5号所収 平成23年)を参照のこと。
- (27) 拙稿「指定教化町村の年次別研究」(『東京家政大学博物館紀要』13集所収 平成20年)を参照のこと。
- (28) 中央教化団体連合会編『市町村指導の体験を語る』(昭和16年) p9
- (29) 前掲『市町村指導の体験を語る』p108、p110
- (30) 『常会』昭和17年8月号「常会現地報告」